

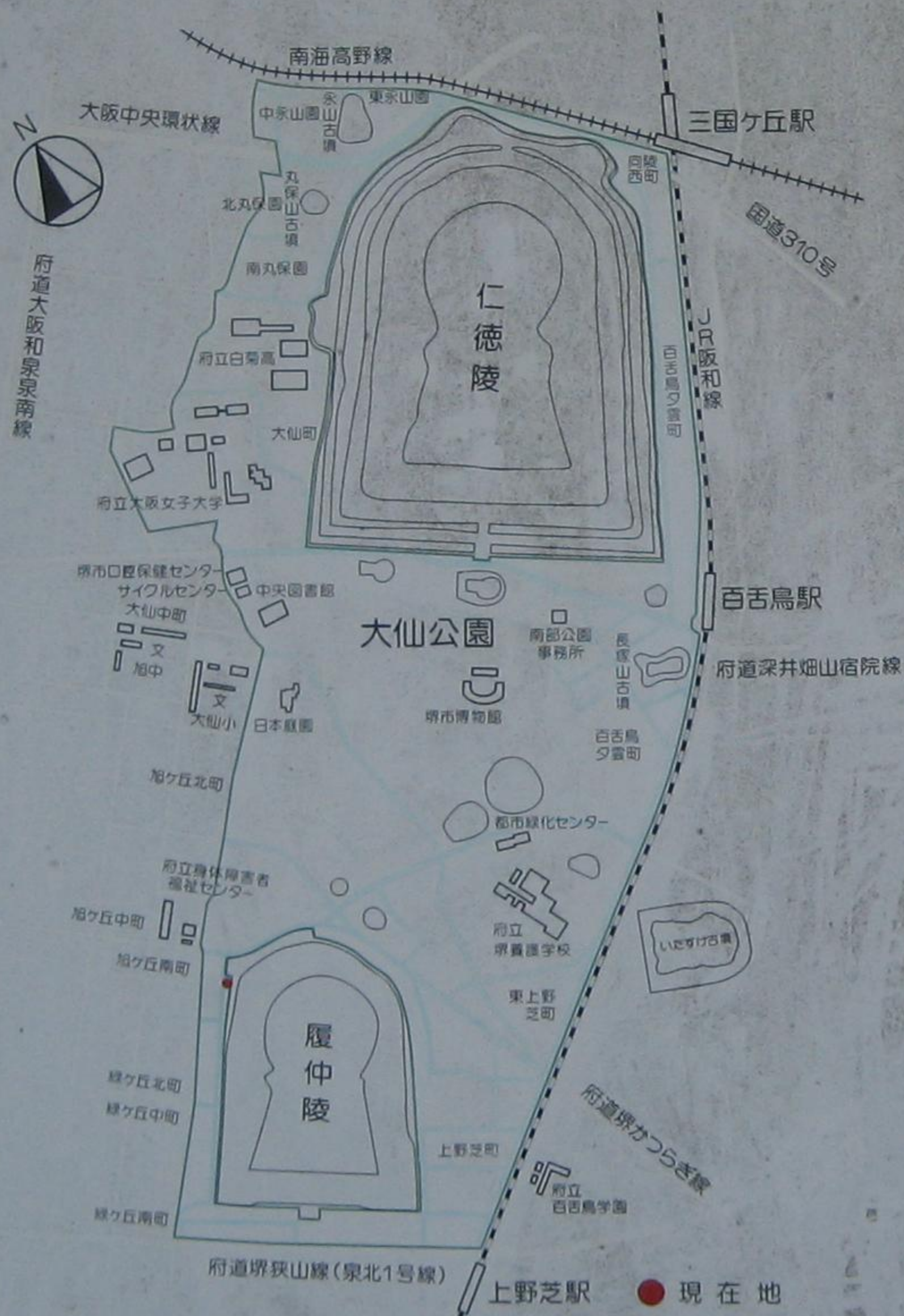




自動車

風致地区について

大仙風致地区



緑色に囲まれた区域は、都市の自然的景観を維持するため都市計画法に基づいて決定された風致地区です。この地区で下記の行為をするときは「風致地区内における建築物等の規制に関する条例」により堺市長の許可を受けなければなりません。

1. 建築物と工作物の新築、増築、改築、移転
2. 宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質の変更
3. 水面の埋立または干拓
4. 木竹の伐採
5. 土石類の採取
6. 建築物と工作物の色彩の変更

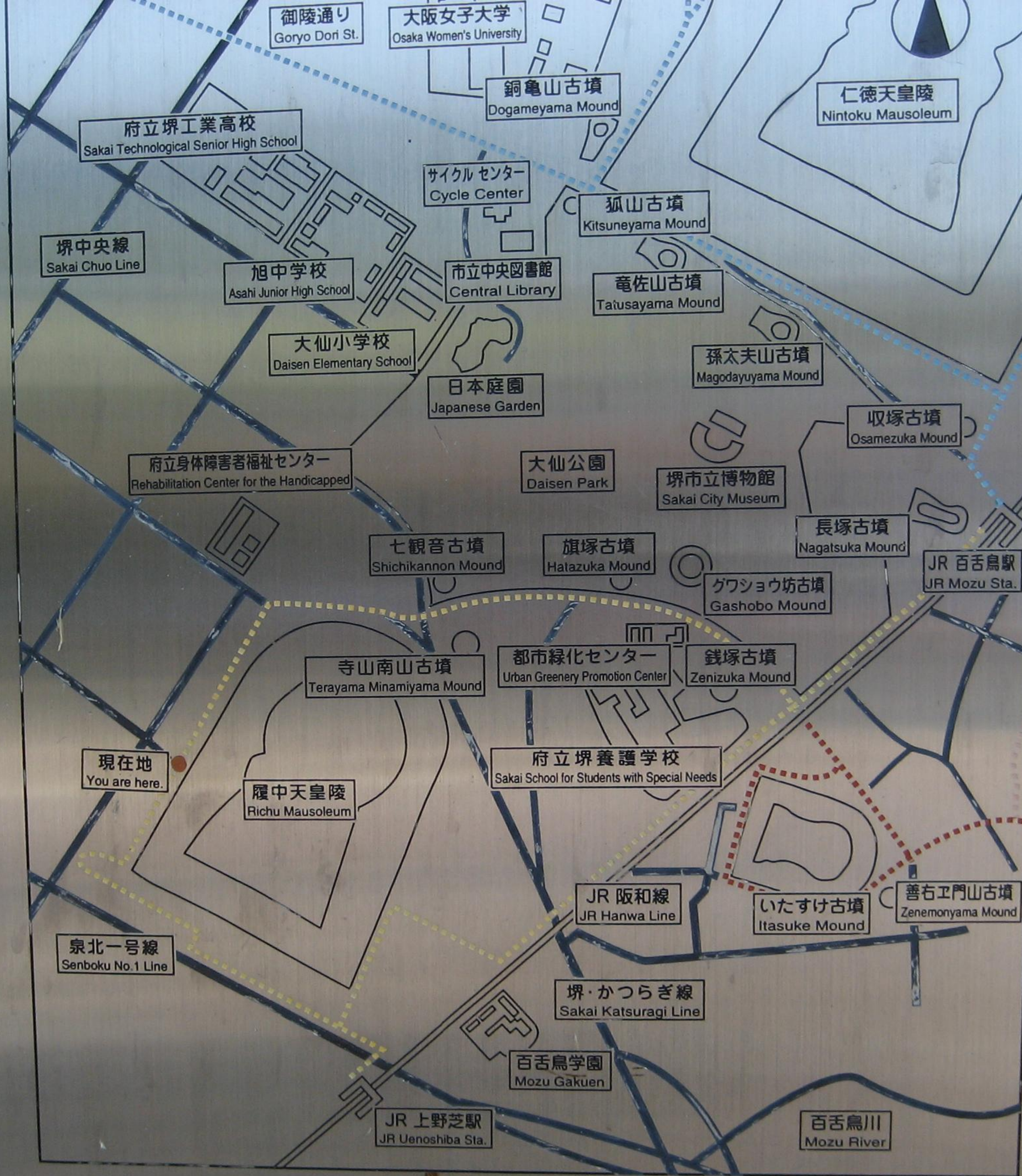
なお、詳細については堺市公園緑地部
公園緑地整備課までお問い合わせください。

電話 072(233)1101(代)





路







履中天皇

百舌鳥耳原南陵

一みだりに域内に立ち入らぬこと

一魚鳥等を取らぬこと

一竹木等を切らぬこと

宮内庁



